

茨城歯科専門学校 学校関係者評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県歯科医師会立茨城歯科専門学校の学校評価事業における学校関係者評価委員会の設置や委員の役割等について、必要なことを定めることを目的とする。

(役割)

第2条 学校関係者評価委員は、学校運営に関しそれぞれの観点から意見を述べ、指導助言を行うものとする。

(人数)

第3条 学校関係者評価委員の数は5～6人とする。

(委嘱)

第4条 本校の特質に鑑み、できる限り幅広い分野から学校関係者評価委員に適任と判断される人物を選出し、委嘱する。
なお、当初の会議において委嘱状を交付する。

(任期)

第5条 学校関係者評価委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。
なお、特別の事情がある場合にはその限りではない。

(秘密の保持)

第6条 学校関係者評価委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(会議等)

第7条 当該年度において、2回（5月・2月）会議を開催する。
また、年1回を限りとして、授業や学校行事等を適宜視察し、評価や助言に資する機会を設定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校関係者評価委員会に関して必要な事項等は、時宜に応じて校長が定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程を変更し、または廃止しようとするときは、公益社団法人茨城県歯科医師会理事会の決議を経なければならない。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年2月20日より遡及適用する。